

八代市国土強靱化地域計画（令和8年3月改定）の概要

1 計画の概要

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）が、平成25年12月に公布・施行され、翌年6月に、国は「国土強靱化基本計画」（以下、「国計画」という。）を策定しました。

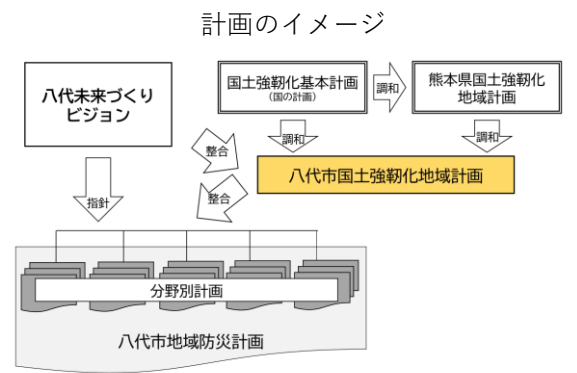
本市においても、令和2年3月に「八代市国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する事業推進に取り組んできました。

この度、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨を経験し得られた教訓や、近年の社会情勢の変化を踏まえ、安全・安心な八代市をつくりあげることを目指すため、本計画を改定します。

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき、本市における国土強靱化の指針として、策定するものです。

本計画の策定に当たっては、国計画及び県計画と調和を図るとともに、本市の市政運営の根本となる、八代未来づくりビジョンを最上位としつつ、八代市地域防災計画をはじめとする各分野別計画の強靱化に関する部分と整合性をもつ計画として位置付けることとします。



(2) 計画期間

対象とする期間は、令和11年度までとします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

(3) 対象とする災害

市内全域に甚大な被害をもたらす地震・津波や集中豪雨・台風など **大規模自然災害** を対象とします。

2 地域防災計画との役割分担

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、「防災」は、地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をとりまとめたものであり、地域防災計画では、地震や津波災害など、リスクごとに計画が立てられています。

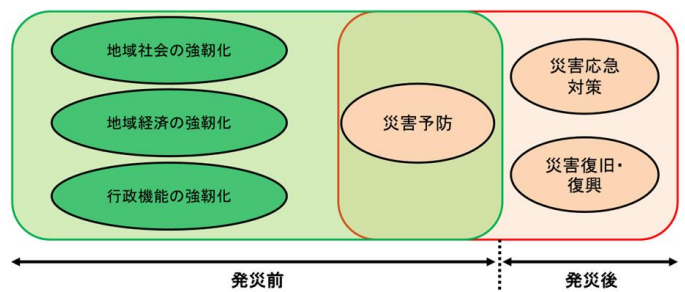
「国土強靱化」は、リスクごとの対処や対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

なお、国土強靱化計画では、発災前における取組を対象とし、発災時及び発災後は対象としていません。

	国土強靱化計画	地域防災計画
検討アプローチ	想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象となる段階	発災前	発災前・発災時・発災後

【国土強靱化地域計画】

【地域防災計画】



3 基本目標

国土強靱化を進める上で、国計画に掲げられた基本目標をふまえ、次の4つの基本目標を設定しました。

- (1) 市民の生命を守ること
- (2) 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- (4) 被災した場合も迅速な復旧・復興を図ること

4 基本的な方針

国土強靱化の理念をふまえ、令和2年7月豪雨や令和7年8月豪雨など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針（ここでは全13の方針のうち、主なものを記載。）に基づき国土強靱化を進めます。

- ・本市の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組を進める
- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を進める
- ・官（国・県・市）と民（市民・民間事業者等）が適切に連携及び役割分担し取組を進める
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する
- ・地域コミュニティ機能の維持・向上に努める
- ・効率的に施策を推進するため重点化を図る 等

5 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性（地域の弱い部分）の評価を行い、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを検討し、地域強靱化に関する施策を効率的・効果的に進めていきます。

そのために必要な「事前に備えるべき目標」を9項目、その目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を30項目設定しました。

※ 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」 ⇒ 裏面参照

6 脆弱性評価と施策の推進方針の実施手順

設定した30の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための、現行施策の対応力に関する分析・評価である、「脆弱性評価」を行い、この評価をもとに、「施策の推進方針」と、推進方針の実現に向けた、「個別の取組」を設定しました。

実施手順

1. 現行施策の進捗状況・課題の整理 【分野別施策】
起きてはならない最悪の事態ごとに、本市防災の基本となる「八代市地域防災計画」での取組を中心に、市の各部局等が実施している取組を調査・整理
2. 脆弱性の課題の検討・評価 【脆弱性評価】
起きてはならない最悪の事態を回避するための、現行施策の分析・評価である「脆弱性評価」を実施
3. 施策の推進方針の設定 【推進方針】
(1) 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針を設定
(2) 推進方針の実現に向けて、個別の取組を設定

7 計画の構成

「事前に備えるべき目標」（9項目）と、その目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」（30項目）を災害発生から時系列に整理しました。

また、国計画で設定されている、施策の重点化の考え方をふまえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度の観点から、「起きてはならない最悪の事態」のうち12項目を、今後当面重点的に取り組むべき項目として設定しました。

事前に備えるべき目標				目標の内容	重点化	起きてはならない最悪の事態
災害発生時	災害発生直後	復旧	復興			
1 共通取組				(以下の目標に共通する取組を整理したもの)	● 1-1 共通取組	
2 人命の保護				大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。	● 2-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	
					● 2-2 津波・高潮等による多数の死傷者の発生	
					● 2-3 台風や集中豪雨等による市街地の浸水に伴う死傷者の発生	
					2-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生	
					2-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生	
	3 行政機能の確保			大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。	● 3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
	4 情報通信機能の確保			大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する。	● 4-1 情報通信の麻痺・長期停止	
5 救助・救急、医療活動の迅速な対応				大規模自然災害発生直後から、救助・救援、医療活動等が迅速に行われる。	● 5-1 食料・飲料水等物資供給の長期停止	
					5-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺	
					5-3 長期にわたる孤立集落等の発生	
					5-4 長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	
					5-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
					5-6 疫病・感染症等の大規模発生	
6 ライフラインの確保及び早期復旧				大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	● 6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止	
					● 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
					● 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		7 二次災害の防止		制御不能な二次災害を発生させない。	7-1 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
					7-2 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
					7-3 有害物質の大規模拡散・流出	
					● 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
					7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
					7-6 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
	8 経済活動の維持			大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	● 8-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
					8-2 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下	
	9 迅速な復旧・復興に向けた条件整備			大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	9-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
					9-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
					9-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
					9-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
					9-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
9項目					12	30項目

8 事前に備えるべき目標ごとの分野別施策 ※主なものを抜粋

分野別施策	
1 共通事項	(1) 防災意識の啓発 (3) 指定避難所等の周知徹底 (4) 防災訓練の実施 (5) 自主防災組織の育成及び活動の強化 (9) 公共施設等の防災機能強化 (10) 地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備 (11) 幹線道路ネットワークの確保に向けた道路整備 等
2 人命の保護	(12) 住宅等の耐震化 (14) 家庭・事業所における地震対策 (18) 海岸保全施設の整備 (22) 山地・土砂災害対策の推進 (24) 要支援者対策の推進 (26) 外国人に対する情報提供の配慮 (27) 保育園、幼稚園、学校の災害対応の機能向上 等
3 行政機能の確保	(28) 発災直後の職員参集及び対応体制の整備 (29) 職員の安全確保に関する意識啓発 等
4 情報通信機能の確保	(9) 公共施設等の防災機能強化(再掲)
5 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	(30) 家庭や事業所における備蓄の促進 (31) 市での備蓄の推進 (35) 避難所等の保健衛生・健康対策 (36) 福祉避難所の円滑な運営 (39) 孤立集落対策の推進 (43) 医療救護活動の体制整備等
6 ライフラインの確保及び早期復旧	(47) 防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化 (49) 応急給水体制の整備 (50) 下水道施設、農業集落排水処理施設及びし尿処理施設等の耐震化・維持管理・改築更新 等
7 二次災害の防止	(53) 被災建築物等の迅速な把握 (56) ダム・砂防施設の維持管理・更新 (60) 適切な森林整備の推進 (62) 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備 等
8 経済活動の維持	(64) 金融機関や商工団体等との連携 (65) 物資・エネルギー供給に向けた港湾整備 (67) 災害時の集出荷体制の構築 等
9 迅速な復旧・復興に向けた条件整備	(70) 災害廃棄物処理体制の確立 (73) 建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化 (75) 災害ボランティアとの連携 (76) 罹災証明書の速やかな発行 (78) 地籍調査の実施 等

脆弱性評価

推進方針